

Title	アルフォンソ10世の歴史的評価をめぐって 論文紹介 ：プリフィカシオン・マルティネス著 『アルフォン ソ10世年代記』に見る国王イメージ
Author(s)	大内, 一
Citation	Estudios Hispánicos. 2021, 45, p. 67-77
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/98059
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

アルフォンソ 10 世の歴史的評価をめぐって

論文紹介：プリフィカシオン・マルティネス著
『アルフォンソ 10 世年代記』に見る国王イメージ

大 内 一

アルフォンソ 10 世（在位 1252-84 年）は、カスティーリャ王フェルナンド 3 世（1217-52 年）と神聖ローマ皇帝家系であるホーエンシュタウフェン家出身のベアトリクス王妃の長男として、1221 年 11 月 23 日にトレドで生まれた。父王フェルナンド 3 世は、叔父のカスティーリャ王エンリケ 1 世（在位 1214-17 年）の不慮の死によって女王となった母ベレンゲラから譲位されて、1217 年に 16 歳でカスティーリャ王となり、父であるレオン王アルフォンソ 9 世（在位 1188-1230 年）が 1230 年に他界するとレオン王位を継承して、カスティーリャ王国とレオン王国の「恒久的統合」を実現した人物であった。母ベアトリクスは、神聖ローマ皇帝位をめぐりブラウンシュバイクのオットー 4 世（皇帝在位 1209-15 年）と争ったシュヴァーベン公で後にドイツ王となるフィリップ（在位 1198-1208 年）の娘であり、偉大なフリードリヒ 1 世（在位 1152-90 年）赤髭王の孫であった。ベアトリクスの母イレーネはビザンツ皇帝イサキオス 2 世アンゲロス（在位 1185-95 年、1203 年）の娘であり、ベアトリクス王妃はヨーロッパの東西二つの皇帝家系の血を引く女性であった。

このような高貴な血統を有するアルフォンソ 10 世は、13 世紀の傑出した人物のうちの一であり、詩人や学者や芸術家を寛大に庇護しただけでなく、自らも高い教養を身につけた文化人であったことに疑いの余地はない。しかし、彼の歴史的評価は、最初から肯定的なものではなかった。アルフォンソ 10 世の治世の数十年後の 14 世紀前半に、王室史官フェルナン・サンチェス・デ・バリャドリード¹が著したとされる『アルフォンソ 10 世年代記』

1 Fernán Sánchez de Valladolid (?-1364 頃)、フェルナンド 4 世の晩年からアルフォンソ 11 世を経てペドロ 1 世までの歴代国王に仕えた宮廷人。アルフォンソ 11 世にカスティーリャ公証人長および秘密印尚書として仕え、『カスティーリャ諸王年代記 *Crónicas de los Reyes de Castilla*』を執筆した。それには『アルフォンソ 10 世年代記』

には、《帝国事案 *Fecho del Imperio*》と表現された神聖ローマ皇帝位をめぐる政策の失敗や貴族層および諸都市の反乱、相続をめぐる王家内の対立などの統治期の影の部分¹が述べられている。さらに、1592年にイエズス会士ファン・デ・マリアナが著した『スペインの歴史』²のなかで描出されたアルフォンソ10世の人物像の影響により、同王の評価は長年にわたって低く侮蔑的なものになった。マリアナ師は、《アルフォンソ王は、性格は温和で寛大、快楽より栄光を望み…学問に没頭していたものの、その行動は驚くほど無節操であった。…才能に優れていたが慎みを欠く人物で、その耳は尊大で舌は節度なく、臣下を統べることより学問に目を向け、天空と星を眺めるうちに大地と王国を失った》と述べ、アルフォンソ10世が尊大で傲慢な知識人であり、浪費家で王国民に嫌悪され、神聖ローマ皇帝即位の企てに失敗し、貧困と不幸を王国にもたらしたうえ、貴族や都市の既得特権を侵害した暴君に他ならなかったという人物像の定着に貢献したのである。しかし、1777年にモンデハル侯ガスパル・イバニェス・デ・セゴビアが著した『賢王アルフォンソ10世の歴史的記憶と同王年代記の分析』³が没後出版されたことで、アルフォンソ王の評価に変化が生じた。イバニェスはその著書のなかで、『アルフォンソ10世年代記』に散見された年代誤謬を修正すると共に、文書館で新たに発見した史料やスペイン国外で出版された書籍を紹介しつつ、それまで不当に評価され侮辱的に描かれてきたアルフォンソ10世の治世や人物像を初めて擁護した⁴。

20世紀に入ると、バリェステロス・ベレッタが一連のアルフォンソ10世に関する研究、そして1963年に死後出版された『賢王アルフォンソ10世』⁵のなかで、文書資料に基づく新事実により、アルフォンソ10世の人物像に関する知識や情報を根本的に刷新し、同王の評価を大きく賞賛の方向へと導いた。アルフォンソ10世没後700周年記念となった1984年以降は、現在に至るまで、各地でアルフォンソ10世の伝記や彼の統治や業績に関する実証

1 ソ10世年代記』、『サンチヨ4世年代記』、『フェルナンド4世年代記』と『アルフォンソ11世年代記』が含まれている。

2 Juan de Mariana S. J., *Historia de rebus Hispaniae*, Toledo, 1592.

3 Gaspar Ibáñez de Segovia Peralta y Mendoza, (1628-1708), *Memorias históricas del Rei D. Alonso el Sabio i observaciones a su Chronica*, Madrid, 1777.

4 上記のアルフォンソ10世に関する歴史的評価については、Manuel González Jiménez, *Alfonso X el Sabio*, Barcelona, 2004, ps.4-12 を参照。

5 Antonio Ballesteros Beretta, *Alfonso X el Sabio*, Murcia, 1963.

的な研究成果を収録した専門書や研究雑誌が数多く出版され、アルフォンソ 10 世の治世の功罪、明暗を客観的に検証する作業が多角的な観点から数多くの研究者によって行われている。

今年 2021 年は、アルフォンソ 10 世生誕 800 年となる記念すべき年であり、アルフォンソに関する多くの業績が刊行されると予想されるが、本稿は、『アルフォンソ 10 世年代記』を著したフェルナン・サンチェス・デ・バリャドリードが作り上げようと意図したアルフォンソ 10 世の国王イメージとその評価に関するプリフィカシオン・マルティネスの論文「『アルフォンソ 10 世年代記』に見る国王イメージ」⁶を訳出し紹介するものである。

* * *

『アルフォンソ 10 世年代記』に見る国王イメージ

プリフィカシオン・マルティネス

アルフォンソ 10 世が中世カスティーリヤの歴史学の発展に最も尽力した国王であることに疑いの余地はない。しかし、批評家たちはしばしば、アルフォンソ 10 世にはその治世を正当に評価する歴史書がないという事実を嘆いている⁷。実際、『アルフォンソ 10 世年代記』には数多くの欠点がある。誤りが多く不完全で偏向しているので、中世カスティーリヤのこの重要な時代の研究を行うには不適切な資料である⁸。専門家たちは、この『アルフォンソ 10 世年代記』に見られる歴史的誤謬を説明しようとする時、現時点で未だに解決されていない二つの疑問に関連付けてしばしば説明する。アルフ

6 Purificación Martínez, “La imagen del monarca en la *Crónica de Alfonso X*”, *Actas del XIII Congreso de la Asociación Internacional de Hispanistas*, I, 1998, ps.182-187.

7 原注 1. Jerry Craddock, “Dynasty in Dispute: Alfonso X el Sabio and the Succession to the Throne of Castile and Leon in History and Legend”, *Viator*, 17, 1986, ps.197-219 を参照されたい。

8 原注 2. Antonio Ballesteros Beretta, *Alfonso X el Sabio*, Barcelona, 1984 (reimp.) を参照されたい。バリエステロスはこの記念碑的な著書において『アルフォンソ 10 世年代記』の誤りを体系的に指摘している。

オンソ 10 世の伝記の作者は誰か、作成時期はいつかという疑問である。本稿では、紙数の関係で、アルフォンソ 11 世の治世を通して機密印尚書を務めたフェルナン・サンチェス・デ・バリャドリードが、アルヘシラス征服の年である 1344 年と賢王の曾孫のアルフォンソ 11 世が他界した年である 1350 年のあいだに『アルフォンソ 10 世年代記』を執筆したとする、数世紀にわたって繰り返された長く複雑な議論をまとめることはしない。またそれは不可能である⁹。なぜなら、この国璽尚書が『アルフォンソ 10 世年代記』-さらには『サンチョ 4 世年代記』、『フェルナンド 4 世年代記』、『アルフォンソ 11 世年代記』-の作者でないとする有力な根拠は示されていないからである。したがって、年代記作者サンチェス・デ・バリャドリードと 1344 年から 1350 年のあいだの執筆時期を本稿の議論の枠組みとする。

前述の疑問をめぐる見解の相違とは対照的に、フェルナン・サンチェス・デ・バリャドリードが不満な点の多い年代記を書いた、さらには、『アルフォンソ 10 世のなかに彼自身が擁護するアルフォンソ 11 世の君主政治の重要な前例を見いだすことができなかった』¹⁰ という見解は、専門家の一致するところである。フェルナン・サンチェス・デ・バリャドリードが政治的ビジョンを欠いていたとされる理由は基本的に次の二つである。ディエゴ・カタランは、フェルナン・サンチェスの盲目的なマリア・デ・モリーナ崇拜にその理由があると考えている。彼はマリア・デ・モリーナを賛美するために設計された叙述マシンと化していたのである¹¹。ミシェル・ガルシアは、『アルフォンソ 10 世年代記』の構成がアルフォンソ 11 世自身の他の王の統治に対する無関心さに影響を受けていることがその理由であると考えている¹²。両者はともに、国璽尚書フェルナン・サンチェス・デ・バリャドリードがアルフォンソ 11 世の傍らで新たな君主制モデルの協力者としてのみならず構

9 原注 3. この論争を最もよく整理している論考として、Casto María del Rivero, *Índice de las personas, lugares y cosas notables que se mencionan en las tres Crónicas de los reyes de Castilla: Alfonso X, Sancho IV y Fernando IV*, Madrid, C.S.I.C., 1943, ps.5-36 を挙げておく。

10 原注 4. Diego Catalán, “Alfonso X, historiador”, *La «Estoria de España» de Alfonso X. Creación y evolución*, Valencia, 1992, ps.11-44, p.12.

11 原注 5. *Ibid.*, p.12.

12 原注 6. “L’historiographie et les groupes dominants en Castille. Le genre chronistique d’Alphonse X au chancelier Ayala”, *Les groupes dominants et leur(s) discours. (Dominane ibérique et latinoaméricain)*, ed. de Augustin Redondo, Paris, 1984, ps.53-70, ps.65-66.

築者として果たした役割を認めているにもかかわらず、『アルフォンソ 10 世年代記』にその役割が直接的に反映されているとは考えず、むしろ同年代記を（アルフォンソ 11 世の称揚という）一つの政治計画を実現しようとする試みの失敗作と見なしている。

本稿は『アルフォンソ 10 世年代記』の代替的解釈を提起するものである。つまり、作者の不注意と無関心の産物としてではなく、国王アルフォンソ 11 世の人物像と彼が行った統治活動の称揚という究極の目的のために構想された計画の産物として『アルフォンソ 10 世年代記』を解釈するのである。この計画のなかでは、アルフォンソ 11 世の前任者たち—アルフォンソ 10 世、サンチョ 4 世、フェルナンド 4 世—のそれぞれの年代記は、対照物であると同時に踏み段の役割を果たしている。つまり、読者に異なった統治活動の比較を可能にする対照物であり、真に役立つ偉業を行い、模倣と尊敬に値する唯一無二の国王へと読者を導くための踏み段である。その国王はアルフォンソ 11 世に他ならない。この観点に沿って、『アルフォンソ 11 世年代記』に先駆けてフェルナン・サンチェス・デ・バリャドリードが書いた 3 つの年代記を新ためて分析し直すこと、とりわけそれぞれの主人公である歴代国王の統治の失敗を説明する理由について分析することが必要となる。以下は、上記の国王の一人であるアルフォンソ 10 世の年代記について、上述の分析を行うものである。

高貴なる国王が有すべき伝統的な属性、すなわち《教養ある、慎重なる、聡明なる、優雅なる、高潔なる、敬虔なる¹³、公正なる¹⁴》という 7 つの属性に関しては、アルフォンソ 10 世は『七部法典』第二部において、ただ単に、《必要とする者》および《相応しい者》¹⁵に対する《寛大》という属性を付加したのみだった。

しかしながら、共同体の諸慣習に適合するような法律を作るという国王の

13 原注 7. 『ポルトガル年代記 *El Chronicon Lusitanum*』では、国王の理想的な属性を、《力強い戦士、知的な言葉使い、洞察に富む行動、恵まれた才能、美しい身体、美しい眼差し、相応しい姿、親切で敬虔なカトリック教の信者》と記している。*España sagrada*, Madrid, 1905, t. XIV, p.408.

14 原注 8. 『フエロ・フスゴ』を参照されたい。その第一章第二条は、《国王は二つの美德すなわち正義と真実を身につけていなければならない》と規定している。*Fuero Juzgo. Cotejado con los más antiguos y preciosos códices por la Real Academia Española*, Madrid: Ibarra, 1815.

15 原注 9. Alfonso X el Sabio, *Las siete Partidas*, Madrid, 1985, 1.1, II. V.18.

伝統的な使命や傑出しているが封建領主¹⁶の一人であるという中世前期の国王に関する見解は、従来のみではなかった。よく知られているように、ローマ共通法とアリストテレス・トマス主義の新哲学の後押しを得て、この二つの側面の改革に着手した。この改革は、カスティーリャにおける国王の概念と役割を永久に変えることになるものであった。両者の影響は『七部法典』第二部に明確に反映されている¹⁷。自然の定義および国王と王国民の絆が主人と臣下の絆より勝っているという主張にスコラ哲学が与えた影響を見ることができる。また、国王の新たな権能のなかにユスティニアヌス法の影響も同様に顕著である：

《国王が有する権力には二つの種類がある。一つは法に由来する権力、もう一つは事実由来する権力である。法による権力は、国王に、新たな法や法令を成し、民の公共の利益となると判断すれば、古き法を廃することを可能にする。さらに、法が曖昧な場合には、それを明確にする権限を有する。さらに、害があると判断すれば、現行の慣習を取り除き、新たなよき慣習を設けることができる。》¹⁸

『アルフォンソ 10 世年代記』を読めば、そのなかで描かれたアルフォンソ王が上述した寛大、自然および立法権という3つの約束事に驚くほどに忠実であることが確認できる。アルフォンソ王の行動の多くはそれぞれ、これらの約束事で説明することができる。アルフォンソの常軌を逸した行動のいくつか（例えば、コンスタンチノーブルの皇帝妃にまつわるエピソード）や彼が犯した最も深刻な過ちの一つ（ポルトガル王が伝統的にレオン王に対して行っていた封建的臣従礼の放棄）は、同時代の人々だけでなく年代記作者自

16 原注 10. 中世前期のカスティーリャ王国における法の概念の詳細については、Manuel García Pelayo, "La idea medieval del derecho", *Revista de la Facultad de Derecho*, 23, 1962, ps.9-65 を参照されたい。

17 原注 11. この点において、本稿ではフェルナン・サンチェス・デ・バリャドリードと同様アルフォンソ 11 世が受け入れている政治思想を総括するものとして『七部法典』を用いていることを明確にしておく必要がある。アルフォンソ 11 世が 1348 年の『アルカラー法令』において『七部法典』を有効な法典として初めて認めた国王であるということを忘れてはならない。

18 原注 12. *Op. cit.*, II. 1.2.

身も誤解していたのだが、アルフォンソの寛大さに帰することができる¹⁹。しかし、すでに述べたように、両者とも『七部法典』の規定に沿うことからである。つまり前者の場合、皇妃は援助を必要としていたからであり、後者の場合は、ポルトガルの王太子がその高貴な振る舞いのゆえに、寛大な恩寵を受けるに相応しい人物であったからである。

反乱貴族との厳しい交渉のなかでアルフォンソが王太子フェルナンドに書き送った書簡ほど、アルフォンソの政治思想のなかで自然の概念と立法権の概念がどのように関連しているのかを的確に示すものはない²⁰。その書簡のなかでは、王国に関する次のような二つの見解が記されている。貴族が擁護する三元モデル（国王－大貴族－臣下）とアルフォンソ王が主張する二元モデル（国王－臣下）である²¹。

《そのうえ、（反乱貴族たちは）王国の利益のために事を起こしているのではない。なぜなら、彼らは誰一人として、王国を継承する余ほど王国の利益を望んでいなかったからである。我らが彼らに善を行わなければ、彼らは利益をほとんど得ることはないのである。しかし、彼らが事を起こした理由はこれである。つまり、国王をつねに圧迫された状況において思いのままに操りたいと願い、彼らの父祖たちが求めたのと同様に、国王を廃位して名誉を奪う道を探るのである。》²²

アルフォンソ 10 世は、この二元モデルに依拠して、自らのすべての統治活動を擁護し、反乱者たちの誓願を繰り返し却下した。彼らの誓願内容を傲

19 原注 13. 前者のエピソードは、アルフォンソ 10 世が神聖ローマ皇帝の候補に挙がった時の話である。*La Crónica de Alfonso X*, cap. XVII, p.13, col.2. 二番目のエピソードは、同年代期の作者によると、アルフォンソ王とヌーニョ・デ・ララとの確執を決定的にすることになった。*Ibid.*, cap. XIX, p.14, col.2-p.15, col.1. *Crónica del rey don Alfonso décimo*, ed. Cayetano Rosell, *Crónicas de los reyes de Castilla*, t.1, Biblioteca de Autores de España, LXVI, Madrid, 1919.

20 原注 14. *Ibid.*, cap. LII, ps.38-41.

21 原注 15. この用語は以下の論文から引用したものである。José María Pérez-Prendes, “Potestad real, señoríos y feudalismo en Castilla”, *En torno al feudalismo hispánico*. I Congreso de Estudios Medievales, Madrid, 1989, ps.477-84, ps.479-80.

22 原注 16. *Op. cit.*, cap. LII, p.39, col.1. 引用箇所は、「por do los heredasen」と記されているが、原典では「por do los desheredasen」である。本稿では文脈から判断し後者の訳を記している。

慢であると考えたからである。アキリーノ・イグレスシア・フェレイロスが述べた、《息子フェルナンド王太子（との対話）から貴族の策謀を知った時、アルフォンソが自らの行為を自らの言葉で見事に擁護した場面のような叙述を、アルフォンソに敵意を抱く作者の文中で見かけることは通常はできない》²³という言葉はまさに至言である。この主張の延長線上に、その年代記作者が躊躇うことなく大貴族を否定的に描いていること、つまり大貴族は経済的な要求を飽くことなく行い、自身の利益を得るために民を操ることを厭わないと述べていることも示しておかなければならない²⁴。高位聖職者の性格描写も同様であり、それによると、彼らは自分たちの権力を大きくするために、王権と貴族のあいだの和合を可能な限り崩そうと考えていた²⁵。

それでは、アルフォンソ 10 世のいくつかの行為が利他的であるにもかかわらず、また、その年代記作者が大貴族の態度を恥ずべきものとして繰り返し描いているにもかかわらず、この『年代記』から生じるアルフォンソの国王像が否定的であるのはなぜであろうか。おそらくは、『七部法典』第二部にいったん戻り、その五章の《国王はいかに行動すべきか》に関する条文を思い浮かべるのがよいであろう。分別、節度、強靱な心と正義をもって行動することが国王に相応しいのである²⁶。そして、国王は憤怒に任せて支配することを避け²⁷、次に述べるすべての者を憎むべきと知らねばならない：

《キリスト教信仰の敵、国王あるいは王国に対する反逆者、あるいは裏切り者と偽り者。これらは容赦なく懲らしめられるべきである。なぜなら、国王は悪人に対し、その悪事の程度に見合った悪意をつねに持たなければならぬからである。なぜなら、そうしなければ、しかるべく正義を行い、王国

23 原注 17. Aquilino Iglesia Ferreirós, “Alfonso X, su labor legislativa y los historiadores”, *Historia, Instituciones, Documentos*, 9, 1982, ps.9-112, p.46.

24 原注 18. *Op. cit.*, cap. L, p.37, col.2.

25 原注 19. *Op. cit.*, cap. XXVI, p.23, vol.1.

26 原注 20. *Op. cit.*, II. 5. 8. 分別は、国王が物事をうまく為し、物事を正確に判断することを可能にする。節度は、国王が必要以上に物事を得たり使おうとしたりするのを妨げる。強き意志により国王は善を愛し、悪を嫌うであろう。最高の美德である正義の加護により、国王は神の命ずるところにしたがって生き、それぞれの民に相応しく必要な権利を与えるのである。

27 原注 21. *Op. cit.*, II. 5. 10. こうして彼の行動は、誤って報復的と解釈されることはなく、正当と解釈されることになる。

を平和に保ち、自らを正しく見せることができないからである。》²⁸

まさにアルフォンソが『七部法典』のなかで法と正義に固執したことに、『年代記』のなかで描かれたアルフォンソの失敗の原因を見いだすことができる。王国の平和と繁栄の維持およびすべての王国民の正しい統治は国王の義務であるが、冷酷な決断によって王国の平静が脅かされる時期においては、『アルフォンソ 10 世年代記』の主人公が、自らの失敗のゆえに不幸な境遇に陥り、自らの手から王国が奪われるのを目にすることになる、全くの無能で国王に相応しくない人物であるとは必ずしも言えないのである。

年代記作者フェルナン・サンチェスは最初から、若きアルフォンソが治世当初から失敗を犯していたと読者に伝えることに気を配っている。父王フェルナンド 3 世は、グラナダ王国と締結した有利な内容の協定により、平和で繁栄した王国をアルフォンソに残した。アルフォンソは、このような理想的な状況に、カスティーリャ王国に激烈な結果をもたらすことになる二つの要素を持ち込んだのである：

《彼の息子アルフォンソ王は、治世の当初に、ペピオン貨幣を鋳つぶしてブルゴス貨幣を鋳造するよう命じた。…この時、この貨幣の改鋳令により、カスティーリャ王国とレオン王国であらゆる品物の価格が大きく高騰した。…王国の各地方の大貴族や騎士や中貴族および小貴族は平和裏に暮らし、アルフォンソとも平穏な関係にあったが、アルフォンソは寛大にも、貴族たちを必要とする時、彼らをより確実に仕えさせるために、父王フェルナンドの時代に貴族たちが得ていた額よりはるかに大きな額の財を与えた。》²⁹

この時のカスティーリャ王国とアルフォンソ 11 世が幼少期から脱する時のカスティーリャ王国の様子を比較してもらいたい：

《すべての大貴族や騎士たちは、王国中で強奪や占拠を生業にしていた。…王国のいかなる場所でも、法による正義は行われていなかった。…国王（アルフォンソ 11 世）は、（成人して）後見から脱した時、王国の人口は激

28 原注 22. *Op. cit.*, II. 5. 13.

29 原注 23. *Op. cit.*, cap. I, p.4, col.1.

滅し、多くの町が荒廃しているのを目の当たりにした。》³⁰

アルフォンソ 10 世は、さらに繁栄した王国が建設されるべきであった頂上から、治世の最初に実施した二つの政策－貨幣の改鑄と家臣に対する不必要な寛容－によって、衰退へと向かう坂道を下り始めた。この衰退は、アルフォンソ 11 世の治世にその極みに達することになる。年代記作者は、アルフォンソ 10 世が下した最初の二つの決断が根柢のないものであったと記すことで、それらがアルフォンソ 11 世の時代のカスティーリャ王国を荒廃させた風土病的問題、すなわち食糧不足、物価上昇と欲深い貴族の反抗の遠因であると思わせるのである。その一方で、読者は、『アルフォンソ 11 世年代記』まで読む進むと、アルフォンソ 11 世の価値がさらに高く評価されるために必要な情報をすでに提供されているのである。

二人の国王の行動を比較させるという年代記作者サンチェスが求めた最終的な目的に沿って、さらに、同作者が抱く新たな政治的イデオロギーにとっての理想的な君主像－アルフォンソ 10 世ではなくアルフォンソ 11 世に合わせた理想像－に沿うように、そこには長期間にわたる貴族の反乱のあいだにアルフォンソ 10 世がとった行動に対して彼が感じた不満が表明されているに違いない。『七部法典』第二部に明確に示されているように、国王のみが、国王に反逆し、王国を危機に陥れ、信仰の敵と手を結ぶ者に対して無慈悲であることができた。フェリペ親王とその同盟者たちはこれらの条件を満たした。彼らを一人ずつ別々に巧妙に仕組まれた罠にかけることほど、アルフォンソ 11 世を喜ばせるものはなかったであろう³¹。しかしながら、アルフォンソ 10 世が示した態度には柔軟な側面も見られた。例えば、《国王は、強く望んでいた帝国へ向けての出立を実現するために、大貴族の事件を早急に収めることが肝要であると考え、フェルナンド王太子と共に大貴族の事件を解決し、彼らを再び国王に仕えさせるため、妻であるピオランテ王妃をコルド

30 原注 24. *Crónica del rey don Alfonso el octavo*, en *Crónicas de los reyes de Castilla*, t.1. Biblioteca de Autores de España, LXVI, Madrid, 1919, cap. XXVII, p.197, cols. 1 y 2.

31 原注 25. このように、アルフォンソ 11 世はかつての後見人たちの問題を解決する。もっとも、《隻眼の(ビスカヤ領主)》ファン(・デ・アロ)しか誅殺することができず、ファン・ヌニェス(3世・デ・ララ)と親王ファン・マヌエルに対しては、繰り返し策謀を企てている。

バに派遣した》³²のである。

『七部法典』の著者は、思慮のある国王は貪欲から自らを守らなければならないと述べている。『アルフォンソ 11 世年代記』の作者に代表される時代の規範によると、並外れた貪欲は、分別と正義に反する行為と並んで、『アルフォンソ 10 世年代記』の主人公の失脚を加速する属性であった。国王のあるべき姿とアルフォンソ 10 世の実際の姿との乖離は、厳密に歴史的な観点から真に賢明と見なされるべき国王の否定的評価を作り上げるものである。

『アルフォンソ 10 世年代記』の作者は、そのなかでアルフォンソ 10 世の統治期の 1252 年から 1284 年のあいだに本当に起きた出来事を語っていない。しかし、これは作者の無能力や無関心によるものではなく、アルフォンソ 11 世の治世を称揚するために十分に考慮された計画によるのであり、アルフォンソ 11 世の治世で起こった出来事も同様に、『アルフォンソ 11 世年代記』のなかで操作されているのである。おそらく私たち現代の読者は、歴史的と私たち自身が評価する叙述のなかに、真実と同じぐらい捕らえがたく存在しない何かを見いだすことを期待する無邪気な存在なのである。

32 原注 26. *Op. cit.*, cap. LIII, p.41, cols. 1 y 2.